

## ○大阪狭山市地域力活性化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における活力の活性化を図り、市民との協働による安全なまちづくりを推進するため、自治会等に対し、予算の範囲内において大阪狭山市地域力活性化支援事業補助金補助金（以下第3条第2項を除き「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、自治会等とは、市内の一定の地域において、地域住民の互いの協力により当該地域における課題を解決することを目的として、おおむね30以上の世帯により自主的に組織された団体をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、自治会等が自主的に実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 地域活性化事業
- (2) 防犯活動事業
- (3) 防犯資機材整備事業
- (4) 地域イベント活動事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業としない。

- (1) 国、他の地方公共団体又はこれらに準ずる団体の補助金等又は本市の他の補助金等の交付を受けている事業又は受けることができる事業
- (2) 特定の政党及び宗教に関する活動を行うことを目的とする事業
- (3) その他補助金を交付することが適当でないと認められる事業

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表の補助対象事業の区分に応じ、それぞれ同表に定める経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表の補助対象事業ごとに、補助対象経費の実支出額と、同

表に定める補助基準額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額以内の額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自治会等の代表者(以下「申請者」という。)は、市長が定める日までに大阪狭山市地域力活性化支援事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、大阪狭山市地域力活性化支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者にその旨を通知するものとする。

(実績報告及び請求)

第8条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに大阪狭山市地域力活性化支援事業補助金実績報告書兼請求書(様式第3号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による実績報告書兼請求書の提出がなかったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助金の額の確定等)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは交付する補助金の額を確定し、大阪狭山市地域力活性化支援事業補助金確定通知書(様式第4号)により申請者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知後、速やかに申請者に補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請等不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき、又は補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を交付目的以外に使用したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成17年11月30日要綱第59号)

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

(大阪狭山市感知式防犯灯設置補助金交付要綱の廃止)

2 大阪狭山市感知式防犯灯設置補助金交付要綱 (平成16年大阪狭山市要綱第47号) は、廃止する。

附 則 (平成18年9月7日要綱第33号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年12月28日要綱第29号)

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則 (平成20年8月18日要綱第22号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年3月31日要綱第13号) 抄

この要綱は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の大阪狭山市地域力活性化支援事業補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた大阪狭山市地域力活性化支援事業補助金については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第4条、第5条関係）

補助対象事業		補助対象経費	補助基準額
事業名	事業の内容		
地域活性化事業	地域住民の交流を促進し、地域の活性化を図るための行事等の実施	講師謝礼等、交通費、通行料、消耗品費、印刷製本費、石油等燃料費、医薬材料費、クリーニング代、保険料、警備費、会場使用料、物品借上料その他市長が特に必要と認める経費	当該自治会等を構成する世帯数に200円を乗じた額
防犯活動事業	地域の防犯計画等に関する会議等の開催及び防犯活動に関わる訓練、啓発、講演会等の実施	講師謝礼等、交通費、通行料、消耗品費、印刷製本費、石油等燃料費、医薬材料費、クリーニング代、保険料、警備費、会場使用料、物品借上料その他市長が特に必要と認める経費	
防犯資機材整備事業	防犯活動に必要な資機材等の整備	腕章、ジャンパー、誘導灯、青色回転灯等の購入費、感知式防犯灯設置費	当該自治会等を構成する世帯数に500円を乗じた額
地域イベント活動事業	新型コロナウイルス感染症の影響により停滞している地域活動を活性化するため実施する地域イベント活動（1団体1つのイベントのみ）	講師謝礼等、交通費、通行料、消耗品費、印刷製本費、石油等燃料費、医薬材料費、クリーニング代、保険料、警備費、会場使用料、物品借上料その他市長が特に必要と認める経費	事業の実施に要した経費 (200,000円を上限とする。)

